平成２２年（フ）第２３６号
群馬県伊勢崎市境三ツ木250番地19
債務者　大木　和江
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２３８号
群馬県前橋市下小出町２丁目28番地９　ＭＲＫ前橋105号
債務者　関　テル代
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２３９号
群馬県前橋市女屋町145番地　ラビットハウス102号
債務者　金井　信子（旧姓諏訪）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１４３号
群馬県甘楽郡甘楽町大字上野228番地７
債務者　金子　忠一
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１４５号
群馬県高崎市上並榎町879番地23　リバーサイドビレッジ３―108号
債務者　立石智恵美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１３７号
埼玉県春日部市米島38番地14
債務者　大熊　卓也
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
埼玉県本庄市日の出４丁目９番17号
債務者　武　　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２００号
埼玉県大里郡寄居町大字末野1456番地２
債務者　鈴木　淑子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２０４号
埼玉県熊谷市原島1141番地11
債務者　山田英理子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２１０号
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川684番地７
債務者　良田　勝男
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０６号
千葉県市原市飯沼617番地１　リバーフロント飯沼21―101号
債務者　廣井　清子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３４４号
千葉県船橋市中野木１丁目２番46号
債務者　高橋　敬蔵
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７８号
千葉市中央区生実町2256番地
債務者　大滝　清茂
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４４４号
千葉県市川市大和田３丁目１番８―101号ロマネスクレジデンス№.１
債務者　染谷　　忠
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４９２号
千葉県習志野市香澄１丁目３番２―105号
債務者　工藤真知子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４９８号
千葉県船橋市大穴南１丁目21番６号
債務者　佐々木裕子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５２９号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目８番地１マンション三樹301号
債務者　斎藤　拓也
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係